

件名	特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例
主管課	県民活動推進課
根拠法令等	特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成23年6月22日公布、平成24年4月1日ほか施行）
<p>【改正の概要】</p> <p>1 法律の改正に伴い、新たに条例委任された手続等を規定</p> <p>（1）認定・仮認定制度の新設関係 認定、更新、合併、仮認定の申請手続 役員変更、定款変更の届出手続 事業報告書等、役員報酬規程等の提出期限、閲覧（謄写）場所</p> <p>（2）設立認証制度の改正関係 申請書等に係る軽微な不備の補正手続 用語の修正等の規定整備</p> <p>（3）所轄庁の変更関係 内閣府所轄法人に係る書類の写しの閲覧 削除 従たる事務所のある認定・仮認定法人についても（1） を規定</p> <p>2 法律の改正に伴い、市町が処理する事務を追加 設立登記をしない法人の認証の取消 定款変更に係る登記事項証明書の受理 事業報告書等の謄写</p> <p>3 県権限移譲推進指針に基づく新たな権限移譲のための市町の追加 移譲先：松前町</p>	
施行日	平成24年4月1日
<p>【その他参考事項】</p> <p>1 法改正の概要</p> <p>（1）所轄庁の変更 2以上の都道府県に事務所を置く法人 内閣府 主事務所のある都道府県 政令指定都市のみに事務所がある法人 都道府県 政令指定都市</p> <p>（2）設立認証制度の改正 活動分野の追加、手続の簡素化・柔軟化、未登記法人の認証取消し、会計の明確化</p> <p>（3）認定・仮認定制度の新設（寄附金控除の対象。現行の国税庁認定から移行） 認定（有効期間5年・更新あり） 運営組織・事業活動が適正で公益の増進に資する法人 仮認定（有効期間3年間・更新なし） 運営組織・事業活動が適正で公益の増進に資すると見込まれる新法人（設立後5年未満）</p> <p>2 市町への権限移譲</p> <p>（1）移譲事務 設立認証、定款変更認証、事業報告書等閲覧、解散認定、報告徴収、立入検査、認証取消し、県警察本部長の意見聴取等に関する事務</p> <p>（2）移譲済み市町 松山市・松前町を除く10市8町</p>	